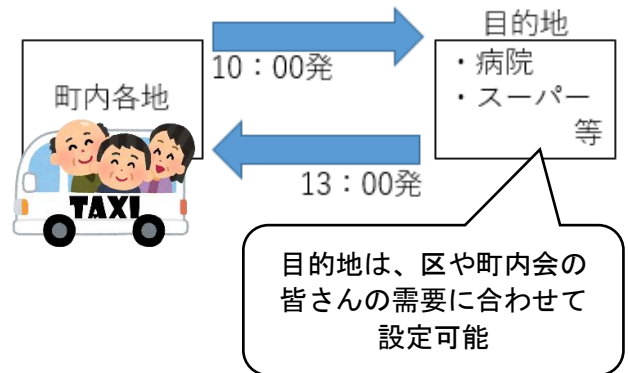


地域あいのりタクシー運行支援補助金について（周知）

1 制度紹介

- ・ 利用は近所の方とのあいのりが基本。
- ・ 利用者は一定金額（300 円以上）を負担。
- ・ タクシー運賃と利用者負担額の差額を区や町内会（以下、「区等」。）と市が負担。
- ・ 補助率は、あいのり率によって異なる。

あいのり率	1.5 未満	5/10
	1.5 以上 1.8 未満	6/10
	1.8 以上	7/10



2 区等で行っていただく事務の内容

（1）利用開始までの流れ

① 運行形態の決定～タクシー事業者との契約



運行する曜日や、行先、利用者負担額の運行形態を決定します。

★ 都市政策課では、運行形態を考える際のサポートをさせていただきます。

② タクシー事業者との契約



利用したい市内タクシー事業者に、「多治見市あいのりタクシー利用希望」の旨と、運行形態を伝えます。

③ 利用登録者の募集

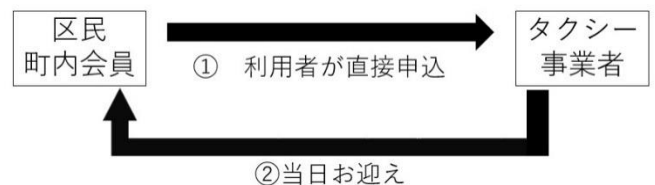
資料を回覧したり、説明会を開き、周知を行い、利用登録者を募集します。

★ 説明会を開催される場合、制度の説明を都市政策課職員が行うこともできます。

（2）利用者の予約から利用までの流れ

① 利用者が直接タクシー事業者に予約申込。

② 当日、タクシー車両がお迎え。



※ あいのり率を高める方法として、予約申込を区や町内会が取りまとめて、タクシー事業者に申込む方法もあります。

（3）月単位の作業

① 申込記録の管理と月間利用状況の集計

② タクシー事業者から送られてきた請求書及び明細書を確認し区等負担分を支払

（4）年単位の作業

① 3～4月 当年度実績報告書類作成。次年度交付申請書類の作成。

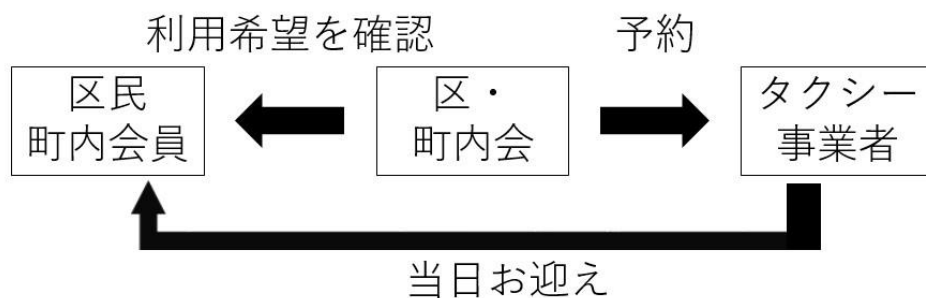
★ 都市政策課で、書類作成のサポートをさせていただきます。

3 ご利用団体の紹介（一例）

（1）ふれあい共栄

（R4年度あいのり率 3.07 補助率 7/10 利用登録者数 27 人（3 区合計））

- ・3つの区（20 区（高田町）、21 区（小名田町）、49 区（東山））を地域社協（ふれあい共栄）がとりまとめ。
- ・利用頻度の高い登録者に、申込み忘れがないか、2～3 日前に電話で利用有無を確認。結果として、あいのり率を高める要因となっている。



（2）30 区（南姫）【R4年度あいのり率 1.44 補助率 5/10 利用登録者数 126 名】

- ・運行曜日、往復の発車時間及び行先を指定。

	運行曜日	発車時間	
		往路	復路
<u>ご近所便</u> ふれあいセンター姫 南姫公民館 JR姫駅 ふくい内科 うえだ整形外科 根本医院 バロー根本店	水、金	8 : 30 10 : 00 11 : 00 12 : 00	11 : 00 12 : 00 13 : 00 14 : 00
<u>駅・病院便</u> 県病院 市民病院 JR多治見駅	火、水、木、金	8 : 00 9 : 00	随時 （最終 16 : 00）

【連絡先】

多治見市くらし人権課（本庁舎）
多治見市日ノ出町2丁目15番地
担当：水野
電話：0572-22-1134（直通）
FAX：0572-25-7233
Mail：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

【担当課】

多治見市都市政策課（本庁舎）
多治見市日ノ出町2丁目15番地
担当：加藤
電話：0572-22-1321（直通）
FAX：0572-25-6436
Mail：tosisei@city.tajimi.lg.jp